

# Press Release

宮古労働基準監督署発表令和7年11月25日(火)

【照会先】宮古労働基準監督署

署長

加藤 勇介

○監督・安衛課長

宮本 真洋

電話

0193-62-6455

報道関係者各位

# 最低賃金法違反の疑いで書類送検

~ 4 か月分の賃金不払いの疑い~

宮古労働基準監督署(署長 加藤 勇介)は、本日、法人及び同社代表取締役を、最低賃金法違反の疑いで盛岡地方検察庁宮古支部に書類送検しました。

#### 【事件の概要】

労働者 5 名に対し、令和 5 年 12 月分から令和 6 年 3 月分までの 4 か月分の定期 賃金合計約 204 万円を、各所定支払日までに全額支払わなかった疑い。

### 1 被疑者

(1)有限会社ふじ美苑

本社所在地:岩手県盛岡市

店舗所在地:岩手県宮古市

事業内容: 呉服・洋服販売業

(2)被疑者A(代表取締役)

2 違反条文 「関連条文一覧」参照。

被疑者有限会社ふじ美苑、被疑者Aともに、

最低賃金法違反

同法第4条第1項(最低賃金の効力)

同法第40条(罰則)

同法第42条(両罰規定)

### 3 被疑内容

最低賃金法では、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないと規定されていますが、被疑者Aは、被疑者有限会社ふじ美苑の宮古市に所在する店舗に所属していた労働者5名に対して、4か月分(令和5年12月1日から令和6年3月31日まで)の定期賃金合計約204万円をそれぞれの所定支払日にその金額を支払わなかったことにより、岩手県最低賃金(時間額893円(当時))以上の金額で支払わなかった疑いがあるものです。

## 関連条文一覧

## ○最低賃金法(昭和 34・4・15 法律第 137 号)(抄)

(最低賃金の効力)

第4条第1項

使用者は、最低賃金の摘要を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

(第2項~第4項 略)

### 第40条(罰則)

第4条第1項の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、50万円以下の罰金に処する。

### 第42条(両罰規定)

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員<u>が、その法人</u> 又は人の業務に関して、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その 法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

#### <参考>

#### 労働基準法

(賃金の支払)

- 第 24 条 <u>賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。</u>ただし、法令若しくは労働協約に 別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものに よる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過 半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過 半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。
- 2 <u>賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。</u>ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金(第 89 条において「臨時の賃金等」という。)については、この限りでない。

(罰則)

第120条 次の各号の一にいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 第14条、第15条第1項若しくは第3項、第18条第7項、第22条第1項から第3項まで、<u>第23条から第27条</u> <u>まで</u>、第32条の2第2項(第32条の3第4項、第32条の4第4項及び第32条の5第3項において準用する場合を含む。)、第32条の5第2項、第33条第1項ただし書、第38条の2第3項(第38条の3第2項において準用する場合を含む。)、第39条第7項、第57条から第59条まで、第64条、第68条、第89条、第90条第1項、第91条、第95条第1項若しくは第2項、第96条の2第1項、第105条(第100条第3項において準用する場合を含む。)又は第106条から第109条までの規定に違反した者

(第2号~第5号略)